

大阪府電子入札心得（物品関係）

平成19年3月30日策定
平成20年3月10日改正
平成20年4月1日改正
平成21年8月18日改正
平成22年4月1日改正
平成23年1月5日改正
平成23年4月1日改正
平成24年11月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年1月15日改正
平成27年8月4日改正
平成28年4月1日改正
令和元年8月26日改正
令和2年12月25日改正
令和7年1月6日改正
令和7年4月1日改正
令和8年5月26日改正

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府が大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う物品関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

※ 大阪府電子契約システム

(<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けなければならない。
- 4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札手続をしなければならない。
- 5 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 5 入札参加者は、入札手続において、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 談合その他不正行為により入札手続を行うこと
 - (2) 同一の入札手続において、自己のほか、他人の代理人を兼ねること
 - (3) 同一の入札手続において、2以上の代理人となること
 - (4) システムの不正な利用及びICカードの不正な使用を行うこと

(入札の手続き等)

第4条 システムを利用できる者は、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載された者（その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。）、又は当該代表者から入札参加資格確認申請、入札・見積権限について委任を受けた者（以下「システム利用者」という。）とする。

- 2 前項に規定するシステム利用者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪府にICカード登録をしておかなければならない。

(入札参加資格等)

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令及び財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府に提出しなければならない。

- 2 大阪府は、入札参加資格の一部について、システムによる自動審査を行い、その結果に基づき、入札参加資格の有無を記載した参加資格確認通知書を入札参加者にシステムにより交付する。
- 3 大阪府は、開札後、落札候補者となった者に対しては、入札参加資格のうち、前項

に規定する自動審査を行った項目とともに、それ以外の入札参加資格に関する項目について事後審査を実施する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者。ただし、特定調達契約又は開札日において有効な入札書を提出した中小企業の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）にあっては3者未満、特定品目以外の品目にあっては5者未満である場合は、この限りでない。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（入札書の提出）

第6条 第5条第2項に規定する自動審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第7条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条第5項及び第5条第4項のいずれかに該当する場合の入札
- (2) 所定の日時、場所に提出しない者のした入札
- (3) 入札手続に関する権限を委任されていない代理人のした入札
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
- (5) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (6) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 事後審査に必要な書類若しくは仕様適合証明書を指示した期日までに提出しない者、仕様書に適合しない仕様適合証明書を提出した者又は事後審査に必要な書類若しくは仕様適合証明書に不足等があるときに指定した期日までに追加資料を提出しない者がした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（入札書の錯誤）

第9条 入札参加者は、開札日の前日（平成元年大阪府条例第2号大阪府の休日に関す

る条例第2条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午後4時までに、入札参加者の提出した入札書に明らかに錯誤がある場合は、直ちにその旨を申し出ることができる。

- 2 前項の申出を行った者は、直ちに当該入札書に錯誤があることについて、弁明書を提出しなければならない。
- 3 大阪府は、前項の規定により弁明書の提出を受けたときは、内容について事情聴取し当該入札を無効とすることができる。
- 4 前項の規定により、当該入札を無効とした者が、最低価格で入札をした者である場合、予定価格の制限の範囲内であり、かつ当該無効とした者に次ぐ価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、他に落札候補者とすべき者がいないときは、再度の入札を行い、又は入札を取り止める。

（失 格）

第10条 開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
- (3) 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (4) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者

（異議の申立）

第11条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（苦情処理）

第12条 入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（その他）

第13条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

平成26年1月15日以降に公告する入札案件で、平成26年3月31日までに契約の履行を完了するものについては、なお従前の例による。

附 則

令和8年7月1日以降に公告する案件に適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

【別表】 中小企業官公需特定品目

| 区分 | 品目名 | | | | |
|-------------|--|---------------|------------------|-------------------|-----|
| 1. 織物 | 綿・スフ織物(タオル織物を含む。) | | | 絹・人絹織物 | 毛織物 |
| 2. 外衣・下着類 | 麻織物 | | | メリヤス生地等 | |
| | 制服(警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等) | | | 雨衣 | |
| | 労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう着、エプロン等)の作業外衣 | | | | |
| | スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等) | | | | |
| | オーバーコート | スプリングコート | ジャンパー | ズボン | |
| ドレス | スーツ | ジャケット | スカート | | |
| セーター | ワイシャツ | ブラウス | スポーツシャツ | | |
| | シャツ | | | ズボン下等(メリヤス製品を含む。) | |
| 3. その他の繊維製品 | 1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) | | | | |
| | じゅうたん | ネクタイ | スカーフ | マフラー | |
| | ハンカチーフ | 寝具 | テント | シート | |
| | 日よけ | ほろ等の帆布 | シーツ | テーブル掛 | |
| | 手ぬぐい | ナプキン | どん帳 | 引幕 | |
| | のぼり | ひも類 | ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料 | | |
| | 柔道着・剣道着等の和装製品 | | 主として繊維製の帽子 | | |
| | 繊維製袋 | たび | くつ下 | 手袋 | |
| | 網 | 魚網 | 網地等 | | |
| | マスク類 | 腕章 | | | |
| 4. 家具 | 木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等) | | | | |
| | マットレス | 組スプリング | ブラインド | 鏡縁 | |
| | カーテンロッド等のカーテン部品 | | 額縁 | 黒板 | |
| | 教壇 | 金庫等 | | | |
| 5. 印刷 | 機械(とっ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物 | | | | |
| | 罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。) | | | | |
| 6. 機械すき和紙 | トイレットペーパー | | ティッシュペーパー | | |
| | ちり紙 | 京花紙 | 生理用紙 | タオル用紙 | |
| | 書道用紙 | 障子紙等 | | | |
| 7. 潤滑油 | 潤滑油(グリースを含む。) | | | | |
| 8. 事務用品 | (1) 筆記用具 | | | | |
| | 鉛筆 | ボールペン | サインペン | シャープペンシル | |
| | マジックインキ | 吸取紙 | ペン皿 | 墨 | |
| | 墨汁 | 消しゴム | 下敷 | 机上用マット | |
| | 万年筆 | 付ペン(ペン先、ペン軸等) | | 毛筆 | |
| | インキ | フェルトペン | 白墨 | インクスタンド | |
| | 文鎮 | すずり | 絵画用品等 | | |
| | (2) 事務用品 | | | | |
| | ナンバーリング | チェックライター | 数取器 | ホッチキス | |
| | ダイモテープライター | | 穿孔機 | パンチ | |
| | 統計表示器 | 新聞架 | 計算尺 | スケール | |
| | ソロバン | 印章 | 印肉 | スタンプ | |
| | 謄写版及び謄写用器具 | | 製図用具 | 定規 | |
| | 鉛筆削り器 | のり | テープ等接着用具 | | |
| | クリップ・ピン | 画びょう | ファイル等 | | |
| | 名札 | 名札ホルダー | 写真現像用消耗品 | | |
| | (3) 事務用記録帳簿(印刷に入れるものは除く。) | | | | |
| | 便箋 | 封筒 | 原稿用紙 | レポート用紙 | |
| | 記録カード | カード | ノート類 | バインダーリーフ | |
| | 用紙 | 集計用紙 | 決算用紙 | 伝票 | |
| | 通帳 | 統計表類 | 領収書 | 金銭出納帳 | |
| | 帳簿 | 給料袋 | 日誌 | 日報等 | |

| 区分 | 品目名 | | | |
|--|--------------|------------------|--------------|--------|
| 9. 台所・食卓用品 | (1)調理用具 | | | |
| | ほう丁 | ボール | 洗いおけ | 水切り |
| | ざる | しゃくし類 | しゃもじ | 皮むき器 |
| | 手持ちかん切り | おろし器 | 計量スプーン | 計量カップ等 |
| | (2)料理用具 | | | |
| | かま | なべ | 湯沸し(鉄びんを含む。) | |
| | フライパン | 玉子焼き器 | コップ類 | 飯ごう等 |
| | (3)飲食器 | | | |
| | さら類 | わん類 | グラス・コップ類 | はち類 |
| | ボール類 | 酒器類等 | | |
| | (4)食卓器具 | | | |
| | ピッチャ類 | ポット類 | 盆類 | きゅうす類 |
| | 茶卓 | 調味料入れ | ぜん | せん抜き |
| ようじ入れ | 飯びつ等 | | | |
| (5)食料貯蔵器具 | | | | |
| 米びつ | 茶筒類 | ポット | 水筒 | |
| 弁当箱 | ジャー等 | | | |
| (6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 | | | | |
| ナイフ・フォーク・スプーン類 | れんげ | | はし | |
| はし箱 | はし立て | 食事用紙製品(紙コップ・さら等) | | |
| 飲料用ストロー等 | | | | |
| (注1)本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。 | | | | |
| (注2)なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等)、ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)、調理機械、「家具」(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)、「繊維製品」(テーブル掛け、ナプキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。 | | | | |
| 10. 再生プラスチック製製品 | (1)くい、さく、支柱類 | | | |
| | 標識くい | 境界くい | 測量くい | 柵くい |
| | 線路表示くい | 工事用支柱 | さく等 | |
| | (2)板、まくら木類 | | | |
| | 土止板 | フェンス | 配管用まくら木等 | |
| (3)公園施設類 | | | | |
| ベンチ | 街路樹支柱 | 公園のさく・くい | 遊び具類等 | |
| (4)土木建築用資材 | | | | |
| U字溝 | 溝ぶた | 土管代用品 | 住宅用資材等 | |
| 11. 皮革・ゴム製品 | ベルト及び帯革 | 靴類 | 靴類 | |
| 12. 道路標識 | 道路標識類 | | | |
| 13. 車両 | 自転車 | | | |